

議案第 3 2 号

町有の組合委託林立木の処分について

町有の組合委託林立木を次のとおり処分することとする。

令和 6 年 3 月 6 日提出

山都町長職務代理者

山都町副町長 榎林 力也

1 物件の所在

所在地・面積 山都町八木字鈴屋 1 7 0 番 4 1 . 2 h a

2 処分対象物件

スギ、ヒノキ 他 6 7 7 本

3 処分の方法

伐採を行わず、契約地の立木評価を行い町有林造林契約に基づき分収し、立木の権利を譲り受ける。

4 造林契約の相手方

今滝下造林組合 代表者 沢田 刃喜男

(提案理由)

旧蘇陽町の組合委託林立木を処分するには、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 3 条の規定に基づき山都町において引き続き施行した蘇陽町町有林分収条例（昭和 3 2 年蘇陽町条例第 4 8 号）第 4 条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

(資料)

1 経緯

当該契約町有組合委託林については、今滝下造林組合から全伐申請書が提出されており、関係者と協議を重ねてまいりましたが、解約に際し立木の伐採は行わず今後も町有林として適正管理に努める方向で双方が合意に達しております。

○ 対象分収林

山都町八木字鈴屋 170番4

契約面積 1.2ha

2 処分の方法

契約地の立木を評価したうえで、町有林造林契約第5の規定に定める割合で評価額を分収し、町が立木の権利を譲り受けるものです。

3 立木評価の方法

契約地内において毎木調査を行いました。

契約地内の立木の本数、胸高直径、樹高を調査し材積を求積しました。

4 立木評価額の算出方法

① 材積に売上単価を乗じる	売上価格
② 木材を伐採及び搬出する費用を積算	伐採等経費
③ 市場に関する経費を積算	市場等経費
④ 調査費用	毎木調査経費

売上げ価格	4,847,000円	・・・①
経費全般	3,867,790円	・・・②+③+④
差し引き	979,210円	
立木評価額	979,210円	

5 分収契約者側の分収金

979,210円×0.7=685,447円



